

石綿等の全面禁止等に係る「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）」の改正について

平成20年9月
厚生労働省

1 趣旨

石綿等の製造等については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号。以下「改正令」という。）により、平成18年9月1日から全面禁止されたところであるが、国民の安全上の観点等から代替化には実証試験が必要である化学工業等の施設で使用される特殊な用途のジョイントシートガスケット等については、製造等の禁止が猶予され、改正令に適用除外製品等として掲げられているところである。

厚生労働省としては、これらの適用除外製品等として掲げられた製品についても、早期の代替化を指導してきたところであるが、本年4月に取りまとめられた「石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会報告書」を踏まえ、適用除外製品等のうち平成20年中に代替化等が可能と判断されたものについて、これらの製造等を禁止するため、改正令について所要の改正を行うこととする。

2 改正の内容

代替化等が可能となった次の適用除外製品等について、その製造等を禁止する。

- (1) 石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下同じ。）を含有するガスケットであって、次のいずれかに該当するもの
 - 全面禁止の時点において現に存する国内の化学工業施設（以下「既存化学工業施設」という。）の設備の接合部分（100度以上200度未満の温度の流体である物）を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの（※）
 - 既存化学工業施設の設備の接合部分（ゲージ圧力3メガパスカル以上の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの
 - 全面禁止の時点において現に存する国内の鉄鋼業施設（以下「既存鉄鋼業施設」という。）の設備の接合部分（450度以上の温度の硫酸ガスを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの
 - 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
- (2) 石綿を含有するうず巻形ガスケットであって、既存化学工業施設の設備の接合部分（次に掲げる物であって、300度以上400度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの
 - 水素イオン濃度指数が2.0以下又は11.5以上の状態である物
 - 金属ナトリウム
 - 黄りん
 - 赤りん
 - クロム酸及びその塩
 - 塩化水素ガス

- 塩素ガス
- 弗化水素ガス
- 弗素ガス
- 沃素ガス

(3) 石綿を含有するメタルジャケット形ガスケットであって、既存鉄鋼業施設の設備の接合部分(熱風炉から高炉に送り込まれる1000度以上の温度の熱風を取り扱う部分に限る。)に使用されるもの

(4) 石綿を含有するグランドパッキンであって、次のいずれかに該当するもの

- 既存化学工業施設の設備の接合部分(300度以上400度未満の温度の流体であるクロム酸及びその塩を取り扱う部分に限る。)に使用されるもの
- 国内において製造される潜水艦に使用されるもの

3 施行期日

平成20年12月1日(2の(1)の※のものについては平成21年1月1日)

(参考)

適用除外製品等の見直しについて

現在、製造等の禁止の規定の適用が当分の間猶予されている製品（適用除外製品等）を、以下表の現行の欄から改正後の欄のとおり改正する。

[改正点]

- 1 用途・条件の現行の欄の1のイの「100℃以上」を「200℃以上」に修正する。（下線部分）
- 2 用途・条件の現行の欄の1のイの一部、1のハ、1のニ、2の一部、3、4のイの一部及び4のロについて削除する。（下線網掛け部分）

	製品名	用途・条件	
		改正後	現行
1	ジョイントシートガスケット	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので <u>200℃</u> 以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので <u>100℃</u> 以上の温度の流体又は <u>3MPa</u> 以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大きさのもの	ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大きさのもの
			ハ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、 <u>450℃</u> 以上の硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
			ニ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
2	うず巻き形ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上の温度の酸化性の流体(硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上の温度の腐食性の高い流体 (pH2.0 以下又は pH11.5 以上のもの、金属ナトリウム、黄りん又は赤りん)、浸透性の高い流体 (塩素ガ

			ス、塩化水素ガス、弗素ガス、弗化水素ガス又は沃素ガス)、酸化性の流体(硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット ト形ガスカート		国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4	グランドパッキン	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上の温度の酸化性の流体(硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上の温度の酸化性の流体(硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの
			ロ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
5	断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの	国内において製造されるミサイルに使用されるもの
6	原材料	1、2、4及び5の製品の原料又は材料として使用されるもの	1～5の製品の原料又は材料として使用されるもの

※ 適用除外製品等は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第257号)附則第3条に掲げられている。

適用除外製品等毎の代替可能性の検討結果

	製品名	用途・条件	検討会検討結果	代替化等可能時期 (※については、試験結果が良好だった場合の見込)
1	ジョイントシート ガスケット	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100℃以上の温度の流体又は3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの	[100℃以上200℃未満の流体] ・平成19年度末までに実証試験が終了したものについては、結果が良好だったため、代替可能。 ・現在も実証試験等を実施中のものについては、実証試験等の結果が良好でない場合においても、設備の変更等により対応することとしており、平成20年末までに対応可能。	平成20年末
			[200℃以上300℃未満の流体] ・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成21年度中に代替可能。	平成21年度中
			[300℃以上の流体] ・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能（次の2例を除く。） ・実証試験の結果が良好でなく、現在、別の代替品を選定中のものについては、新規実証試験の結果が良好でない場合においても、平成22年度中に設備の変更等により対応可能。 ・現時点において代替品の目処がないものについては、平成20年度末までに代替化検討又は設備の変更等により対応可能。	平成22年度中
			[3MPa以上の流体] ・平成19年度末までに実証試験が終了し、結果が良好だったため、代替可能。	既に代替可能
		ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500 mm以上の大きさのもの	・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能（次の1例を除く。） ・実証試験の結果が良好でなく、選定済みの代替品による新規実証試験を実施予定のものについては、その結果が得られる平成23年度中に代替可能。	平成23年度中
ハ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの	・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成20年5月末に代替可能。	平成20年5月末		
ニ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの	・平成18年度中に行った調査研究の結果を踏まえ、平成20年度以降の製造工程及び開放検査において代替品で対応可能。	既に代替可能		

2	うず巻き形ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の腐食性の高い流体(pH2.0以下又はpH1.5以上のもの、溶融金属ナトリウム、黄りん又は赤りん)、浸透性の高い流体(塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス又はヨウ素ガス)、酸化性の流体(硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの	[400℃以上の流体] ・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能。	平成22年度中
			[300℃以上400℃未満の腐食性の高い流体] ・平成19年度末までに実証試験が終了し、その結果が良好だったため、代替可能。	既に代替可能
			[300℃以上400℃未満の浸透性の高い流体] ・同上	既に代替可能
			[300℃以上400℃未満の酸化性の流体(硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩に限る。)] ・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能。	平成22年度中
3	メタルジャケット形ガスケット	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの	[300℃以上400℃未満の酸化性の流体(クロム酸又はその塩に限る。)] ・平成19年度末までに実証試験が終了し、その結果が良好だったため、代替可能。	既に代替可能
			・実証試験の結果、変更前の設備を前提とした代替化では対処不可能であることが判明したことから、平成20年8月中に設備の変更により対応する。	平成20年8月中
4	グランドパッキン	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の酸化性の流体(硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの	[400℃以上の流体] ・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能。	平成22年度中
			[300℃以上400℃未満の酸化性の流体(硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩に限る。)] ・現在実施中の実証試験の経過が順調であり、その結果が得られる平成22年度中に代替可能。	平成22年度中
			[300℃以上400℃未満の酸化性の流体(クロム酸又はその塩に限る。)] ・平成19年度末までに実証試験が終了し、結果が良好だったため、代替可能。	既に代替可能
		ロ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの	・平成18年度中に行った調査研究の結果を踏まえ、平成20年度以降に竣工する潜水艦については代替品を使用して製造が可能。	既に代替可能
5	断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの	・平成20年度に実施予定の適用性試験の結果が良好であれば、平成21年度初めから代替可能。	平成21年度初め※
6	原材料	1～5の製品の原料又は材料として使用されるもの		

(注1) 代替化等可能時期とは、代替化可能時期又は設備の変更等による対応が可能となる時期である。
(注2) 製造等禁止措置の適用に当たっては、代替品の生産、調達等に要する期間を考慮する必要がある。